

○須崎市ふるさと納税返礼品拡充支援補助金交付要綱

令和8年8月31日

須崎市訓令第97号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市へのふるさと納税による寄附額を増加させるため、返礼品を提供し、又は提供しようとする事業者が返礼品の生産、製造、加工等を行うための施設等を整備する事業（以下「補助事業」という。）に対し、予算の範囲内において須崎市ふるさと納税返礼品拡充支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する寄附を行うことをいう。
- (2) 地場産品基準 平成31年総務省告示第179号第5条に規定する基準をいう。
- (3) 返礼品 地場産品基準を満たすものであって、本市にふるさと納税を行った者に対し、その謝礼として提供するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法人又は個人の事業者
- (2) 自らが事業の実施主体である者
- (3) 返礼品を提供できる者又は補助事業により返礼品を提供できるようになる者
- (4) 補助事業により整備された施設等において生産、製造、加工等が行われたものを返礼品として登録し、及び提供する意思を有するもの
- (5) 市内に設置した事業所等において、5年以上継続して事業活動を行うことができる者
- (6) 暴力団等（須崎市暴力団排除条例（平成23年須崎市条例第1号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）又は暴力団等と密接な関係を有する者でない者
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続をしていない個人又は法人
- (8) 国、都道府県及び市区町村において課税される税を完納している個人又は法人
- (9) 宗教活動及び政治活動を目的としていない個人又は法人

2 前項の規定にかかわらず、第6条に規定する審査会の委員は、その任期中は、補助対象者とならない。

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限

度額は、別表に定めるとおりとする。ただし、算出された補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、須崎市ふるさと納税返礼品拡充支援補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に申請するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 当該官公署の納税証明書(直近1年分)

ア 国税

(ア) 国税通則法施行規則別紙第9号様式その3の2(個人)

(イ) 国税通則法施行規則別紙第9号様式その3の3(法人)

イ 都道府県税

県税を滞納していないことの証明(3か月以内のもの)

ウ 市区町村税

市税を滞納していないことの証明(3か月以内のもの)

- (4) 誓約書(別記様式第2号)

- (5) 次に掲げる書類

ア 法人の場合

(ア) 履歴事項全部証明書の写し(3か月以内のもの)

(イ) 定款の写し

(ウ) 直近3期分の決算書

(エ) 営業許可証等の写し(許認可を必要とする場合に限る。)

イ 個人の場合

(ア) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民票の写し

(イ) 個人事業の開廃業等届出書(個人事業で届出済みの場合に限る。)

(ウ) 直近3期分の確定申告書

(エ) 営業許可証等の写し(許認可を必要とする場合に限る。)

- (6) 設計書

- (7) 見積書

- (8) 施工前の写真

- (9) その他市長が必要と認める書類

(審査会の設置)

第6条 市長は、次条に規定する1次審査及び第8条に規定する2次審査を実施するため、須崎市ふるさと納税返礼品拡充支援補助金審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会について必要な事項は、市長が別に定める。

(1次審査)

第7条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、1次審査を実施する。

2 1次審査は、経営状況、申請事業の継続性等について審査する。

3 市長は、1次審査が終了したときは、その審査内容を踏まえ、1次審査の通過又は補助金の不交付を決定するものとする。

4 市長は、前項の規定により1次審査の通過を決定したときは、須崎市ふるさと納税返礼品拡充支援補助金1次審査の通過について（通知）（別記様式第3号）により、補助金の不交付を決定したときは、須崎市ふるさと納税返礼品拡充支援補助金（交付・不交付）決定通知書（別記様式第4号。以下「決定通知書」という。）により、当該申請者にその旨を通知するものとする。

(2次審査)

第8条 市長は、1次審査を通過した者について審査するため、2次審査を実施する。

2 2次審査は、ふるさと納税返礼品としての市場性、寄附金額の増加への寄与等について審査を行う。

(決定及び通知)

第9条 市長は、2次審査が終了したときは、その審査内容を踏まえ、当該補助金の交付の可否を決定し、決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、当該交付決定について、次条に定めるもののほか、必要な条件を付することができる。

(補助の条件)

第10条 交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 法令又は条例若しくはこの要綱の規定に従わなければならないこと。

(2) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(3) 補助事業により取得し、又は建設した不動産その他補助事業により購入し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。

(4) 補助事業の実施に当たっては、暴力団等に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等、暴力団等の排除に係る市の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(補助事業に係る契約)

第11条 補助事業者は、補助事業を実施するに当たり契約を必要とするときは、契約書を作成し、締結しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

(1) 工事又は製造の請負契約で契約金額が30万円未満の契約をするとき。

(2) 前号以外の契約でその契約金額が30万円未満であり、かつ、登記又は登記の手続きを必要としない契約をするとき。

2 前項の規定によるもののほか、補助事業の執行に際しては、市が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならない。

(補助事業の変更、中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、須崎市ふるさと納税返礼品拡充支援補助金(変更・中止・廃止)承認申請書(別記様式第5号)に必要な書類を添付したうえで市長に提出し、その承認を得なければならない。

(1) 交付決定を受けた補助金額を増額しようとするとき。

(2) 交付決定を受けた補助金額について、10%を超える減額が生じるとき。

(3) 補助対象経費の区分ごとに配分された額について次のいずれかに該当する流用しようとするとき。

ア 対象経費の総額の10%以上の流用

イ 300万円以上の流用

(4) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、目的及び事業能率に影響しない事業計画の細部の変更である場合を除く。

(5) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(6) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(変更等の承認)

第13条 市長は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査し、承認するときは、須崎市ふるさと納税返礼品拡充支援補助金(変更・中止・廃止)承認通知書(別記様式第6号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(変更に係る補助事業の着手)

第14条 変更に係る補助事業の着手は、原則として前項の通知を受けた後に行うものとする。

2 前条の通知を受ける前に変更に係る補助事業に着手した場合において、当該変更について承認されなかったものに係る経費は、補助事業者の負担とする。

(財産の処分の制限等)

第15条 補助事業者は、取得財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、補助事業者が取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、当該補助事業者に対して、その交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 補助事業者は、取得財産について、取得財産管理台帳(別記様式第7号)を備え管理しなければならない。

(繰越協議)

第16条 補助事業者は、交付決定を受けた年度において、その事業が年度内に完了しないと見込まれるときは、須崎市ふるさと納税返礼品拡充支援補助金繰越協議書(別記様式第8号)を、当該交付決定を受けた年度の12月15日までに提出し、市長と協議を行うことができる。

(繰越承認)

第17条 市長は、前条の規定により協議を受けたときは、その内容を審査し、その結果を須崎市ふるさと納税返礼品拡充支援補助金繰越(承認・不承認)通知書(別記様式第9号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第18条 補助事業者は、事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は交付決定を受けた年度(前条の規定により繰越承認されたときは、承認された完了予定日の属する年度)の3月31日のいずれか早い日までに、須崎市ふるさと納税返礼品拡充支援補助金実績報告書(別記様式第10号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支報告書
- (3) 事業に係る経費の支払を証明する書類(領収書、通帳及び振込依頼書等)の写し
- (4) 契約書の写し
- (5) 工事等の施工のわかる写真、完成図書、図面等の写し
- (6) 導入した設備、物品等の写真(消耗品を除く。)
- (7) 取得財産管理台帳の写し
- (8) 営業等に必要な許可証等の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

(完了認定)

第19条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、必要な審査を行い、当該補助事業の成果が交付決定の内容(第13条の規定により変更の承認をされたときは、その承認された内容)と適合すると認めたときは、須崎市ふるさと納税返礼品拡充支援補助金事業完了認定調書(別記様式第11号)を作成するものとする。

(確定及び通知)

第20条 市長は、補助事業の完了の認定をしたときは、交付すべき補助金の額を確定し、須崎市ふるさと納税返礼品拡充支援補助金交付確定額通知書(別記様式第12号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第21条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、速やかに須崎市ふるさと納税返礼品拡充支援補助金交付請求書(別記様式第13号)により、市長に補助金の交付を請求するもの

とする。

- 2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(補助事業が不正に執行された場合等の措置)

第22条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 第10条に規定する補助の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取り消した部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期間を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金の納付)

第23条 補助事業者は、前条及び第26条第2項の規定により交付決定を取り消され、その返還を命ぜられたときは、返還すべき補助金の金額につき、その補助金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの加算金を同時に納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、前条第2項及び第26条第2項の規定により補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(加算金及び延滞金の免除)

第24条 市長は、補助事業者に避け難い事情があったと認めるときは、加算金及び延滞金の全部又は一部の免除をすることができる。

(補助金等の返還金の充当)

第25条 市長は、第22条第2項及び第26条第2項の規定により補助金の返還をさせた場合において、補助事業者に対し、市が交付する他の補助金及び負担金（以下「補助金等」という。）があるときは、当該返還に代え当該補助金等の額を相殺又は減額することができる。

(暴力団等の排除)

第26条 市長は、補助事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、当該補助事業者に交付決定を行わないものとする。

- (1) 暴力団等又は暴力団等と密接な関係を有する者であるとき。
- (2) 暴排条例第5条第2項の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を

含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団等であるとき。

- (4) 暴力団等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 市長は、交付決定した後、補助事業者が前項各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該補助事業者に係る補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付されている補助金の返還を命ずることができる。

(補助事業に係る実施状況等の確認)

第27条 市長は、補助金に係る予算の執行状況並びに補助事業の進捗及び成果を確認するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告を求め、必要な指示をし、又は帳簿その他の物件を検査することができる。

(書類の保存)

第28条 補助事業者は、前条の報告に関する書類及び帳簿等の関係書類を補助金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して3年間保存しなければならない。

(補則)

第29条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和8年9月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
ふるさと納税返礼品 拡充事業（返礼品の 生産、製造、加工等 を行うための施設等 を整備する事業に 関するもの）	・施設の建設、改修、取得（購入）等に 要する経費 ・構築物、建物附帯設備等の整備に要す る経費 ・機械装置等の取得に係る経費 ・撤去費 ・備品購入費 ・委託費・外注費	3分の2	1億円

備考 次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- （1）公租公課、消費税及び地方消費税、官公署に支払う手数料等
- （2）人件費
- （3）飲食費
- （4）土地の造成及び購入に要する経費
- （5）その他社会通念上不適切と認められる経費